

## 令和 8 年度五泉市観光魅力づくり補助金交付要綱

この要綱は、一般社団法人五泉市観光協会（以下「協会」という。）が、五泉市の観光産業の一層の振興を図るため、地域や民間事業者が行う観光資源の磨き上げ、観光コンテンツの開発及びイベント・プロモーション等に要する経費に対し、五泉市観光魅力づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### 1 補助金交付の対象等

#### (1) 補助対象者

五泉市に所在する地域団体や民間事業者等

#### (2) 補助対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施される事業

#### (3) 補助対象事業

観光資源の磨き上げ、新たな観光コンテンツの開発及びイベント・プロモーション等五泉市の観光の魅力づくりに資する事業（別表 1 参照）

（取組例）

- ① 食や温泉など地域資源を活かした誘客促進
- ② 地場製品の販売や土産物開発による集客拡大
- ③ 街歩きや収穫体験等の着地型メニューの造成

### 2 補助対象経費

コンテンツ開発、イベント・プロモーション及び効果検証等に要する経費であって、協会が適当と認める経費とする。（別表 2 参照）

### 3 補助額

200 千円定額に加え、200～1,800 千円まで補助率 1/2 とし、最低事業費は 600 千円とする。（最低自己負担額 200 千円）

### 4 申請等の手続

#### (1) 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記第 1 号様式）に次に

掲げる書類を添付し協会が別に定める期日までに提出するものとする。

- ・事業計画書（別紙 1）
- ・収支予算書（別紙 2）
- ・誓約書（別紙 3）
- ・その他必要と認められる書類

## **(2) 交付決定**

協会は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定を行う。

## **(3) 変更（中止）**

補助事業を変更する場合、補助対象事業の要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更（中止）申請書（別記第 2 号様式）を協会に提出すること。

## **(4) 実績報告**

申請者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日または令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第 3 号様式）を協会に提出すること。

## **(5) 補助金の額の確定**

申請者から実績報告があった場合、協会は検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知する。

## **(6) 補助金の請求**

申請者は、額の確定の通知を受け取った後、補助金の請求書を協会に提出すること。協会は、適切な請求書の提出があった場合、30 日以内に補助金を支払うこととする。

## **附 則**

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（補助対象事業）

<p>(取組例)</p> <p>① <u>食や温泉など地域資源を活かした誘客促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食を活かした宿泊施設のセールスプロモーション</li><li>・地域固有の観光資源を活用した集客イベントの開催</li><li>・景観形成、地域資源の保全等による観光地としての魅力づくり</li><li>・飲食店関係者によるガストロノミーの取り組み</li><li>・その他上記に類する取り組み</li></ul> <p>② <u>地場製品の販売や土産物開発による集客拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内メディアを活用した地場製品のイメージアップと販売促進</li><li>・新たな特産品の企画、開発及びセールスプロモーション</li><li>・ECを活用した新たな販路の拡大</li><li>・その他上記に類する取り組み</li></ul> <p>③ <u>街歩きや収穫体験等の着地型メニューの造成</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農産物収穫体験等地域ならではの着地型旅行商品の造成、販売</li><li>・新たなアクティビティ（ラフティング、トレッキング等）の開発、販売</li><li>・伝統工芸品を活用した街歩きメニューの造成</li><li>・二次交通の充実のための乗合自動車の運行</li><li>・インバウンドを含めた観光客の利便性向上のための取り組み</li><li>・その他上記に類する取り組み</li></ul>
---

別表2（補助対象経費）

<p>謝金：専門家（アドバイザー、講師）謝金</p> <p>旅費：専門家旅費、職員旅費</p> <p>庁費：労務費、通信運搬費、資料購入費、借料又は損料、印刷製本費、消耗品費、委託料、会場借上料、役務費、広告宣伝費、保険料、備品購入費</p> <p>調査研究費：マーケティング調査費、モニター調査費</p> <p>その他：協会が特に必要と認める経費</p>
--

(別記第1号様式)

年 月 日

(一社) 五泉市観光協会長 様

所属地  
名 称  
代表者

### 令和8年度五泉市観光魅力づくり補助金交付申請書

標記の補助事業に係る事業を下記のとおり実施したいので、令和7年度五泉市観光魅力づくり補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を申請します。

#### 記

- 1 事業名
- 2 補助金申請額
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書 (別紙1)
  - (2) 収支予算書 (別紙2)
  - (3) 誓約書 (別紙3)
  - (4) その他必要と認められる書類

(別紙 1)

## 事業計画書

1 事業名

2 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 実施計画

(1) 事業対象 (ターゲットとする旅行者・地域)

(2) 事業内容

(3) KPI

KPI 項目	現状値	目標値

(注) 現状値がない場合は空欄とすること。

(別紙 2)

## 収支予算書

### 1 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
協会補助金		
計		

### 2 支出

区 分	予 算 額	摘 要
計		

(注) 摘要欄には積算内訳等を記入すること。

(別紙3)

年 月 日

(一社) 五泉市観光協会長 様

### 誓 約 書

私及び役員等は暴力団員ではありません。

また、これらの者と社会的に非難されるべき関係はありません。

上記について相違ないことを誓約いたします。

また、貴協会が必要な場合には、新潟県警察本部に照会することを承諾いたします。

所在地

名 称

代表者

(生年月日)

年 月 日

(別記第2号様式)

年 月 日

(一社) 五泉市観光協会長 様

所属地

名 称

代表者

### 令和8年度五泉市観光魅力づくり補助金変更(中止)交付申請書

年 月 日で交付決定を受けた標記事業を下記のとおり変更(中止)したいので、令和8年度五泉市観光魅力づくり補助金交付要綱の規定により申請します。

#### 記

- 1 事業名
- 2 変更申請額
- 3 変更の内容・理由
- 4 添付書類
  - (1) 変更事業計画書(別紙1)
  - (2) 変更収支予算書(別紙2)
  - (3) その他必要と認められる書類

(別記第3号様式)

年 月 日

(一社) 五泉市観光協会長 様

所属地

名 称

代表者

### 令和8年度五泉市観光魅力づくり補助金実績報告書

年 月 日で交付決定を受けた標記事業が完了したので、令和8年度五泉市観光魅力づくり補助金交付要綱の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 事業名
- 2 補助金の額
- 3 添付書類
  - (1) 事業実施結果報告書 (別紙1)
  - (2) 収支決算書 (別紙2)
  - (3) その他必要と認められる書類

(別紙 1)

## 事業実施結果報告書

1 事業名

2 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 実施結果

(1) 事業対象 (ターゲットとする旅行者・地域)

(2) 事業内容

5 KPI

KPI 項目	現状値	目標値	評価

(注) 評価欄には、主な理由・要因を客観的に記載すること。

(別紙 2)

## 収支決算書

### 1 収入 (単位：円)

区 分	予算額	精算額	差 引	摘 要
計				

### 2 支出

区 分	予算額	精算額	差 引	摘 要
計				

(注) 摘要欄には積算内訳等を記入すること。